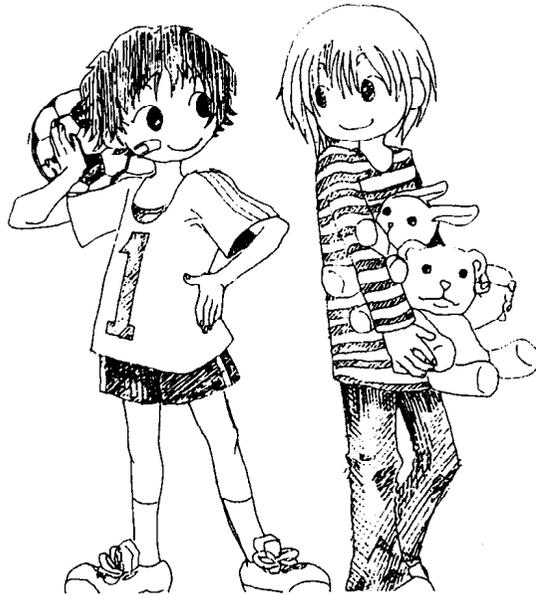


# イラスト 人権 あなただったら…？



《社》アムネスティ・インターナショナル日本

作成：子どもネットワーク

## 冊子「イラスト・人権」の目的

この小冊子は、人権という考え方を多くの人に理解してもらうために作りました。book 1, book 2 の二冊に分かれていて、book 1 は絵と概論、book 2 は解説集です。

まずは、book 1 の絵を見て、人権について考えてください。

そうして、人権のいろいろな面を考えた後に、book 2 をお読みください。

授業やワークショップで使われる時は、生徒や参加者には book 1 だけを購入して全員に配るということもできます。book 2は、教員やファシリテーターの資料でもあり、また、すべての参加者に終わってからの参考用読み物として配ってもよいでしょう。もちろん、個人で読まれる方はご自由にbook 1, 2 を通してお楽しみください。

### Book 1 もくじ

- 1) まえがきと、もくじ
- 2) 9枚の絵について
- 3) 9枚の絵 1～10
- 4) 世界人権宣言30条
- 5) 「なぜ、人は殺しあうんだ？」
- 6) 「基本的人権」をささえる考え方
- 7) 人権を守るための約束の歴史
- 8) 人権についてもっと調べたいとき
- 9) アムネスティとは

### Book 2 もくじ

#### Book 2 のまえがきと、もくじ

- 1) 人権の教育が必要な理由
- 2) 9枚の絵 解説集
- 3) 授業やワークショップでの使い方
- 4) 授業・ワークショップ 事例集

まず、最初に・・・・・・・・

この本のウォーミング・アップから始めましょう。

・  
・  
・

表紙のふたりのこどものイラスト、もう一度見てください。

さて、質問です。

”どんな”こどもたちでしょうか？

いくつくらい？

なにをしてるの？

どこに住んでいる？

好きなものは？

家族は？ ともだちは？

このふたりの関係は？

どんな日常なんでしょう？

しばらくのあいだ、  
いろいろと、自由に想像してください。

想像を楽しんだら、  
3ページ目以降へどうぞ。

では、いったん表紙へもどって！

想像することを、楽しめましたか？  
まずは、自分の目で見て考えることを最初にしました。  
なぜかというと、  
「人権」というものには、単純な正解がありませんから、

## 「自分で深く考えてみる」

ということがとても大切なのです。

このイラスト集をとおして、  
自分でいろいろ思いめぐらしていくなかで、  
人権についての理解を深めてほしいと願っています。

では、表紙のふたりへもどりましょう。

かわいいふたり。仲もよさそうです。似ているから、きょうだいかな？  
いや、もしかして、ひとりの心のふたつの面をあらわした絵？

あれこれ考えていくうちに、たとえば、「どちらが男の子で、どちらが女の子かな」ということが思い浮かぶ人もいるでしょう。それは、もちろんかまいません。  
ただ、描き手は、性別を決めずに描きました。

ここでは、性別に目を向けてみることにします。  
ふだんのおしゃべりの中に、ときどき、  
「男の子なんだから・・・するな」「女の子なんだから・・・やるな」  
という言い方がよくでてきます。

そんなときに、ちょっとだけ、深く考えてみてほしいと思います。

「男らしいって、どういうこと？」「女らしいって、何？」

あらためて考えると、  
理屈の通った中身があまり見あたらないことに気づくでしょう。  
本当は例外もたくさんあるのに、それを無視して  
「男なら」「女なら」といったパターンにはめ込もうとすること、  
これが、「ステレオタイプ」「偏見」になります。

本当はどうなのかを、自分でていねいに考えようとするのが、  
「ステレオタイプ」や「偏見」からあなた自身を自由にします。

この本では、9枚の絵を紹介します。ぜひ、あれこれと考えてみてください。

考える姿勢は、あなたを自由な人にするし、  
自分が自由な人は、相手の自由も願うものです。

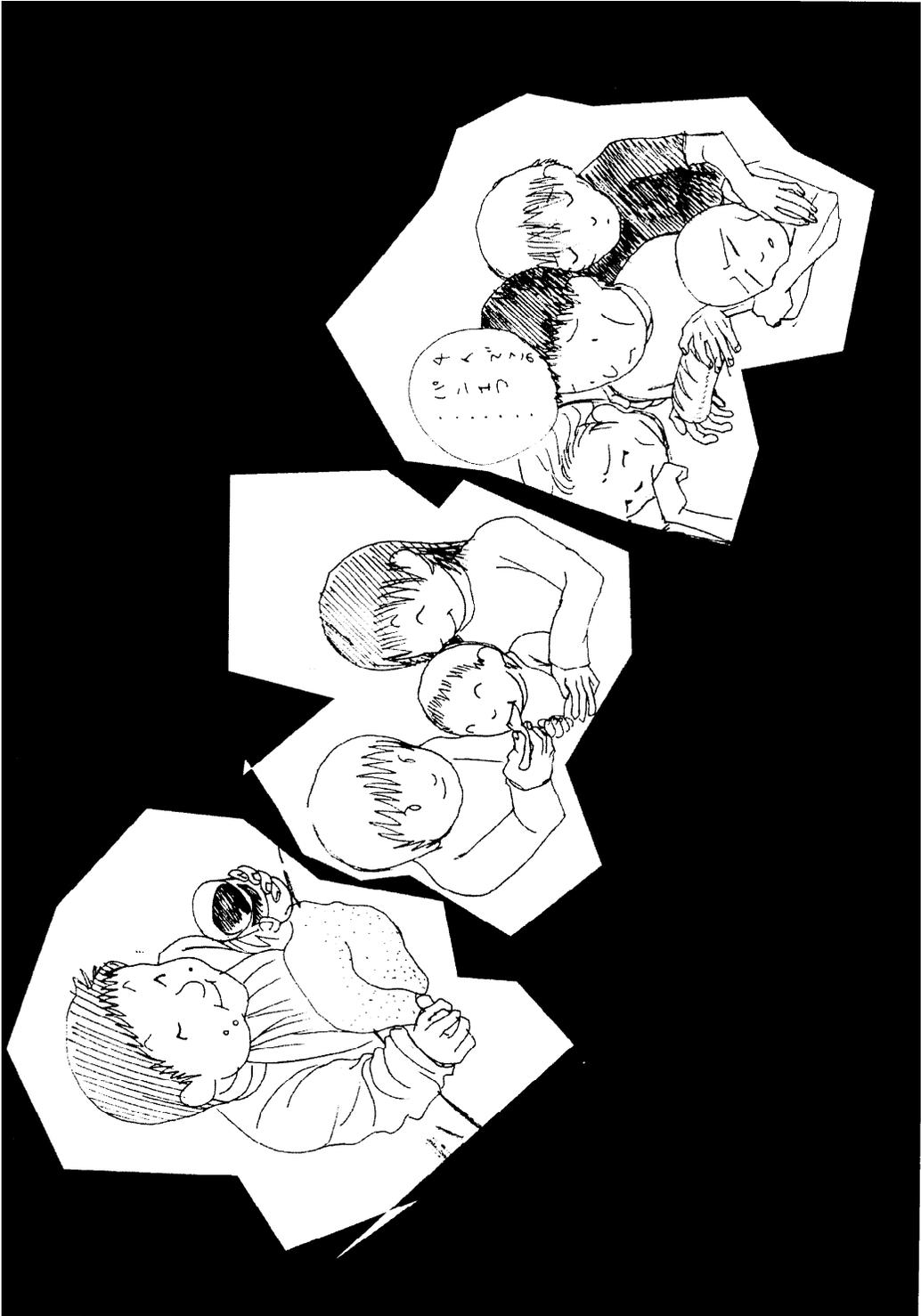
それでは、

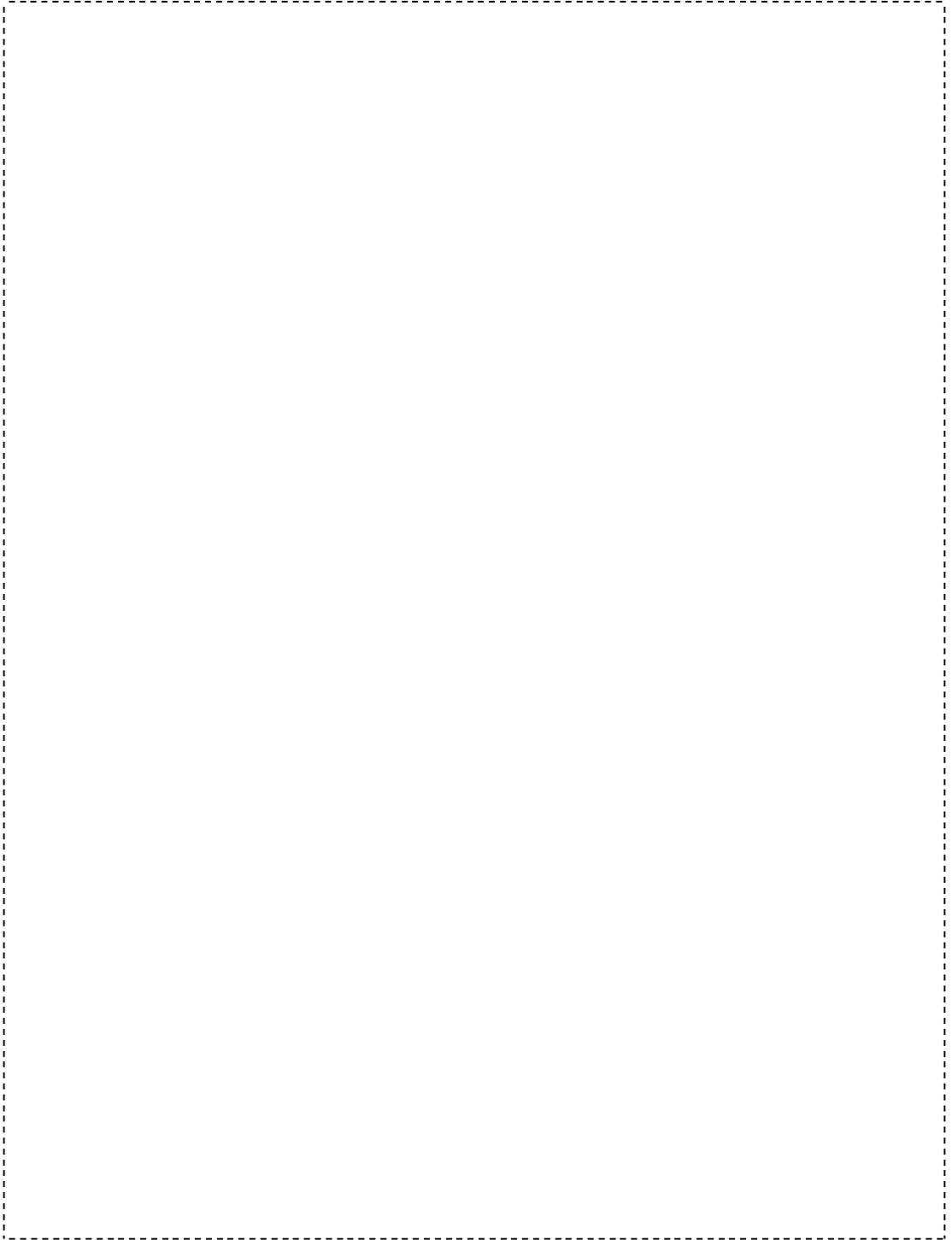
**次のページからの、9枚のイラストを見てください。  
なにか、心にひっかかることは、ありませんか？**

紹介する絵は、どれもみな、  
人権という考え方と合っていないところがあるものばかりです。  
では、どこがおかしいのでしょうか？  
あなたには、何がどう良くないと思えるのか、考えてみてください。

右ページ空欄に、「いけないことリスト」など書くことができますので、  
自由に使ってみてください。

では、どうぞ！



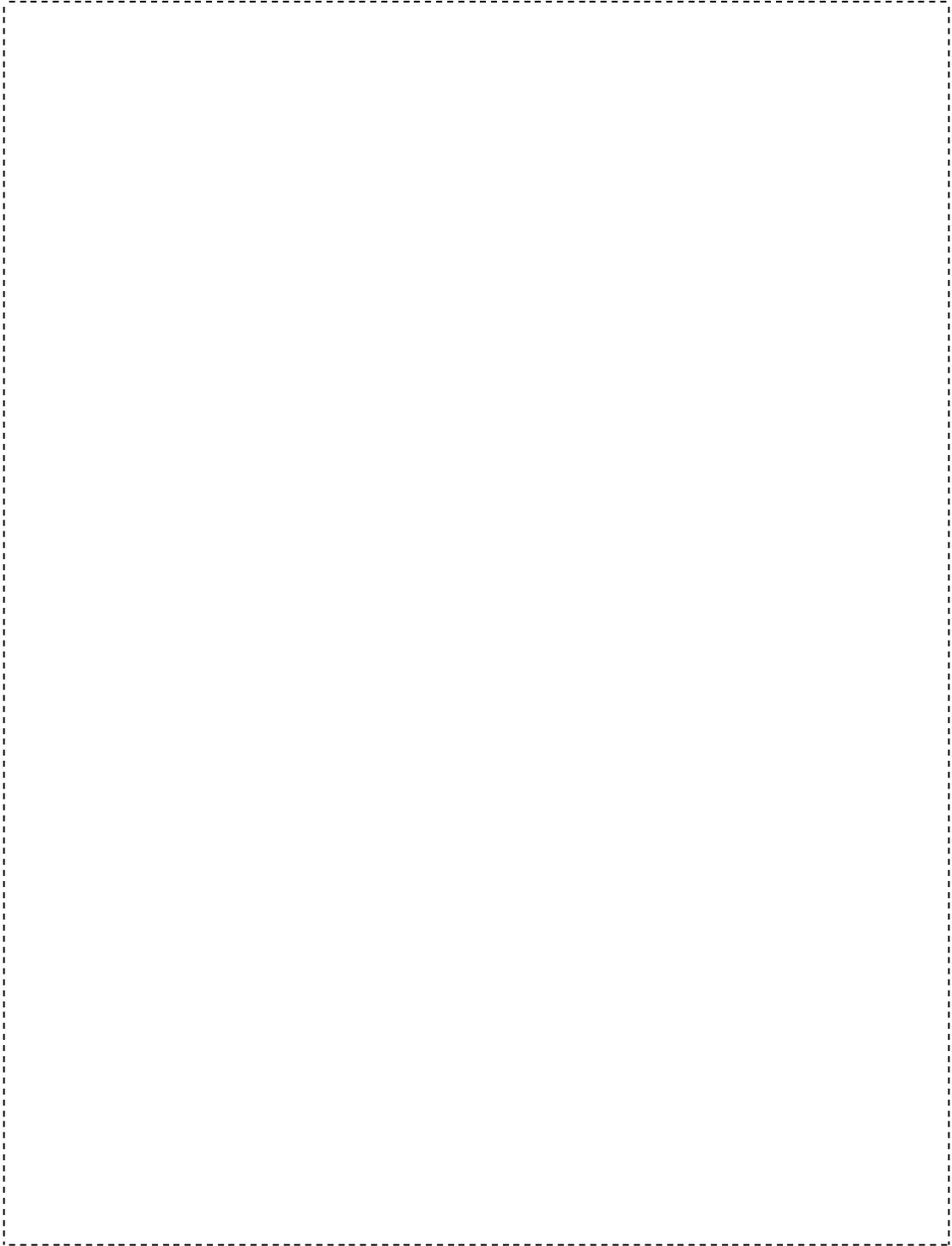


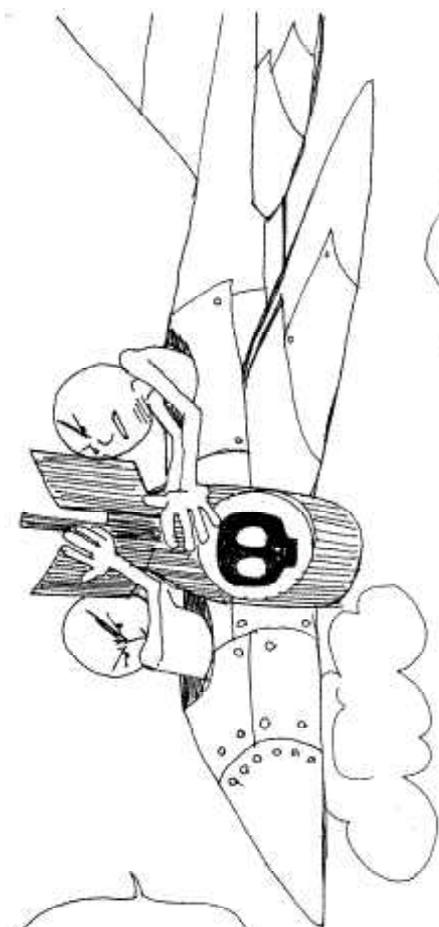


国で戦争が始まりました  
助けて下さい!!

お母さん お父さん  
余裕ありません!!

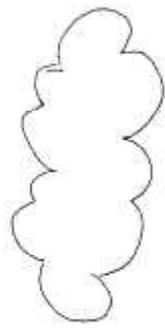
SIR SIR  
何の事か...?





やらだん  
やり返す

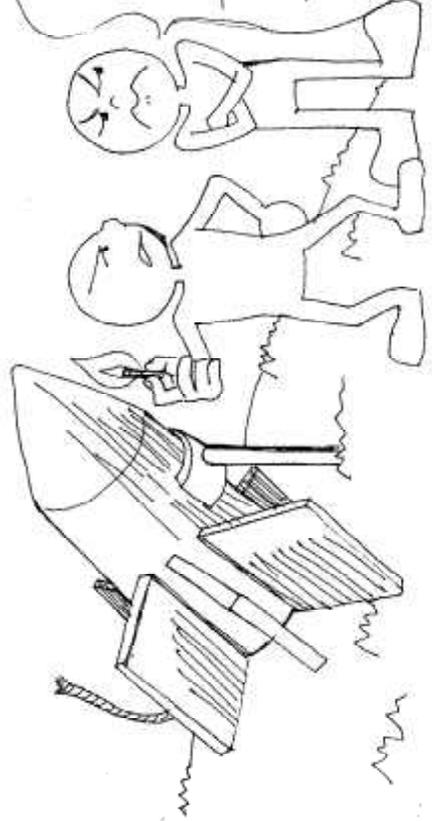
何んか  
扶はもた

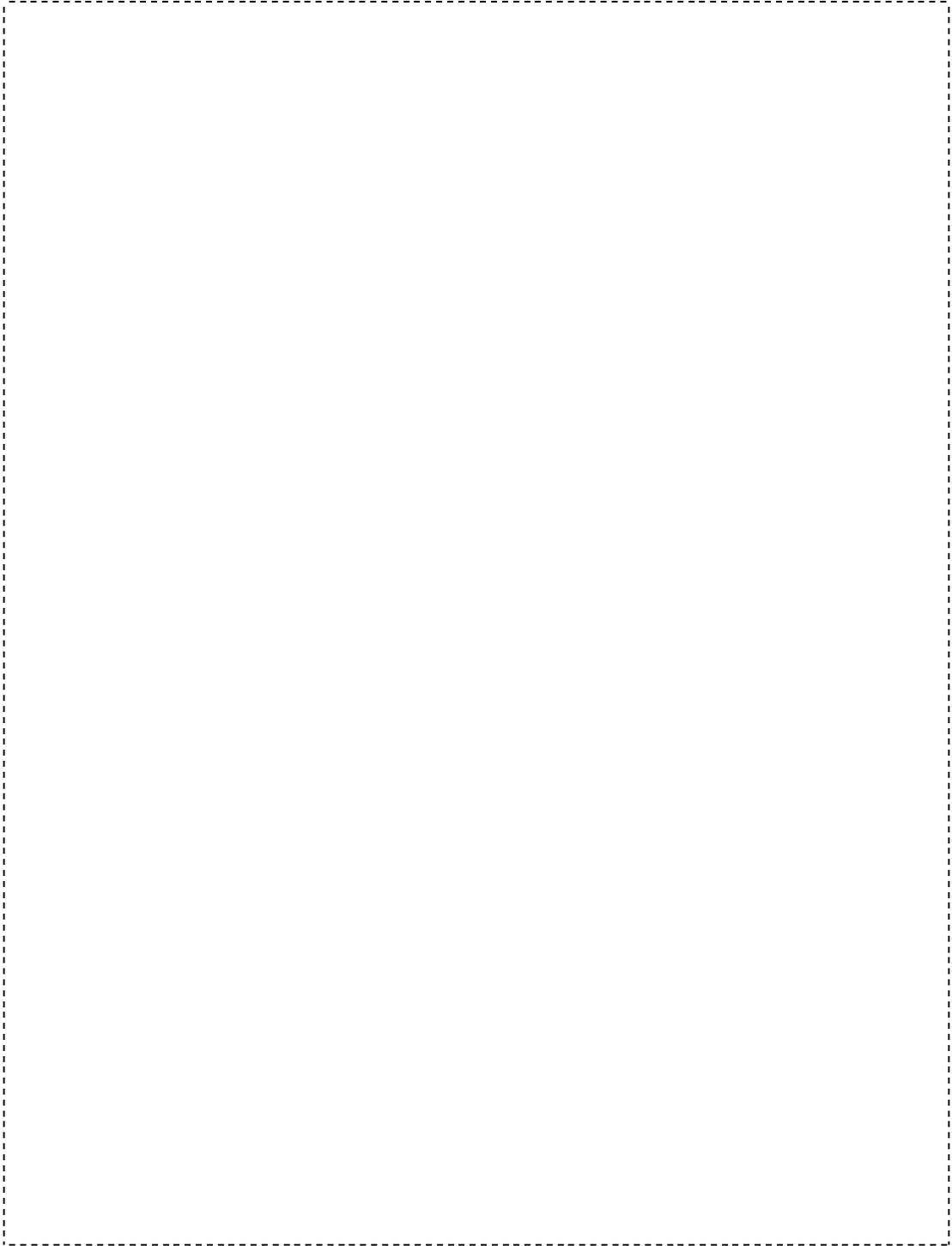


復讐から  
撃つも良はな

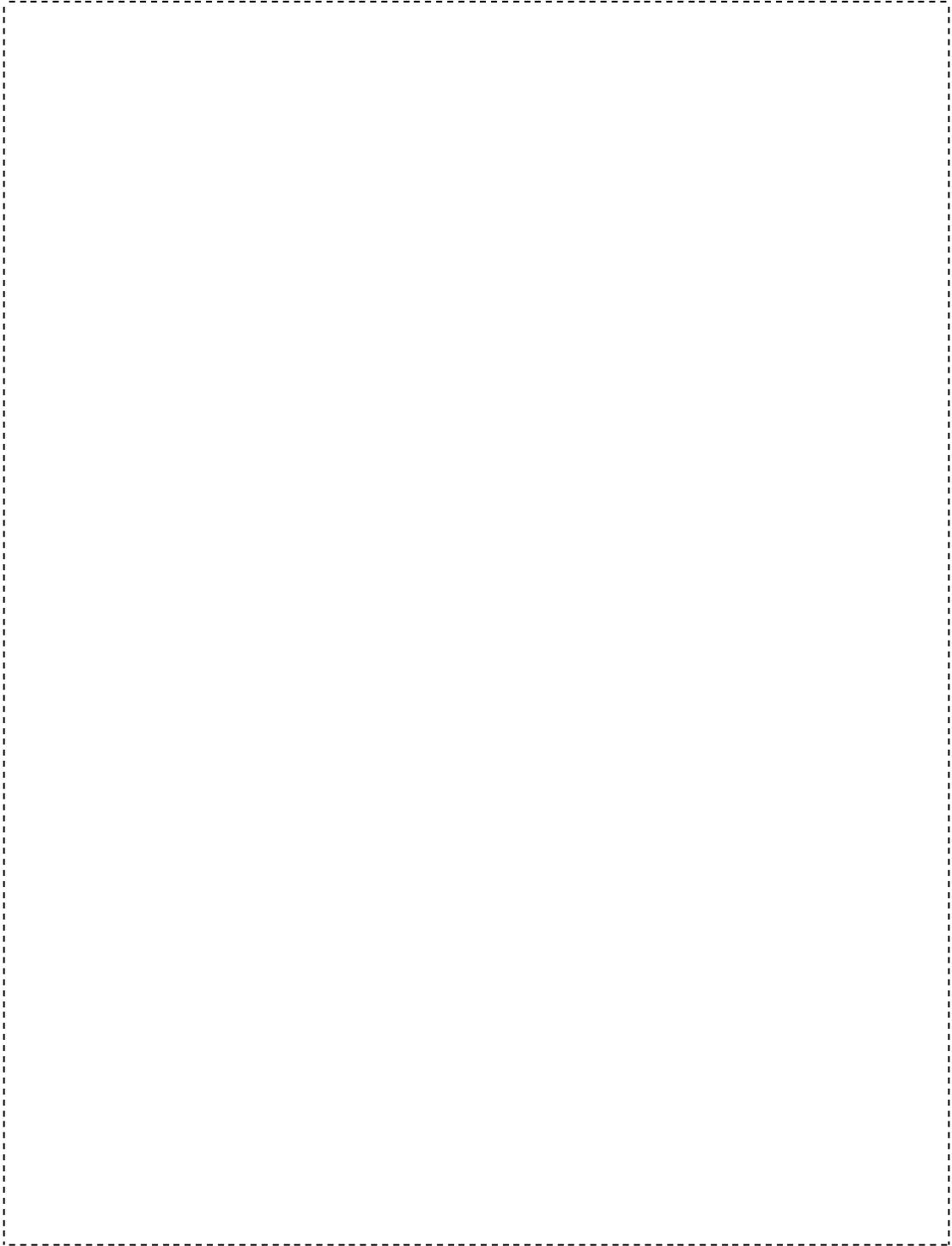
被害者は  
俺たちだ

殺す権利  
はもた

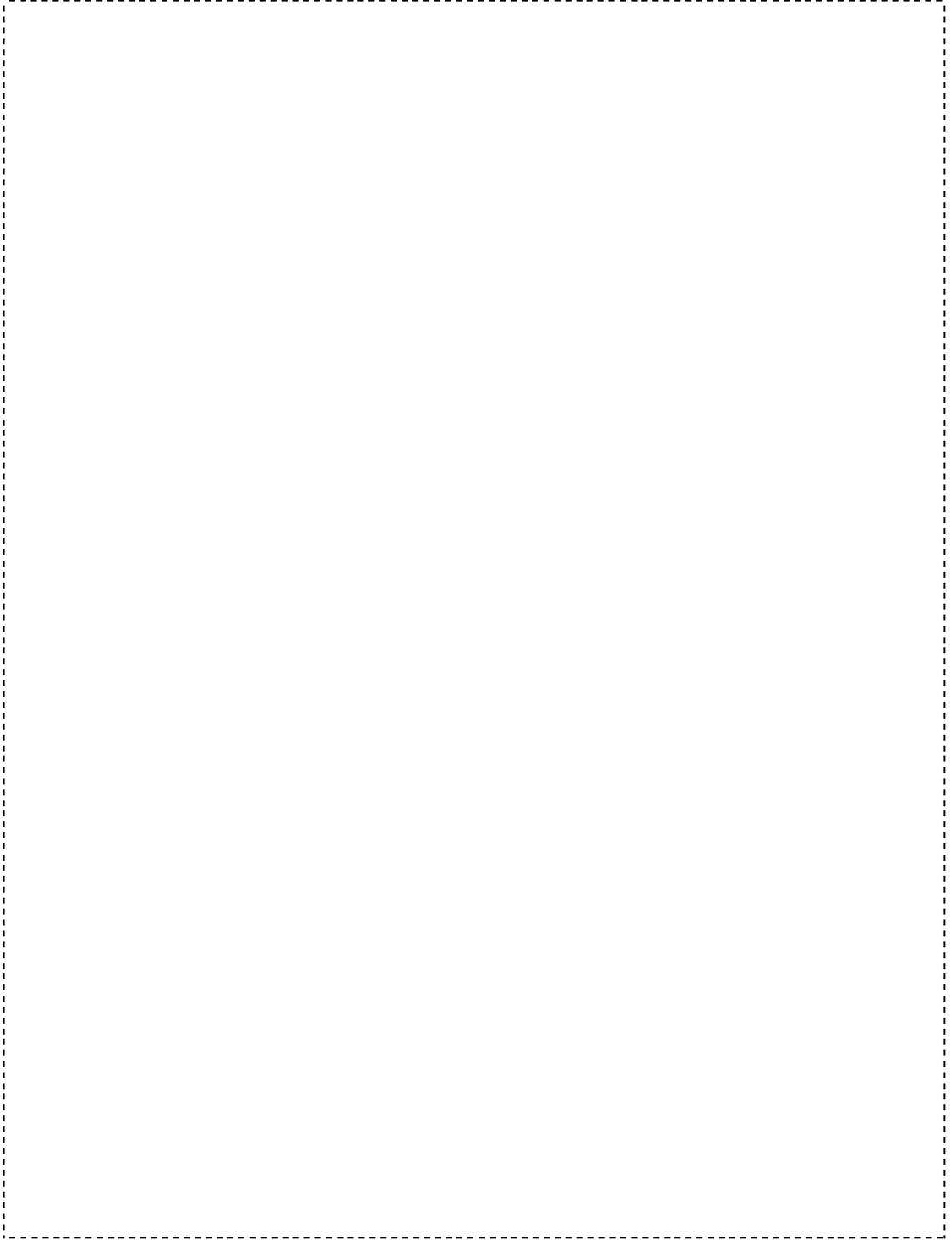




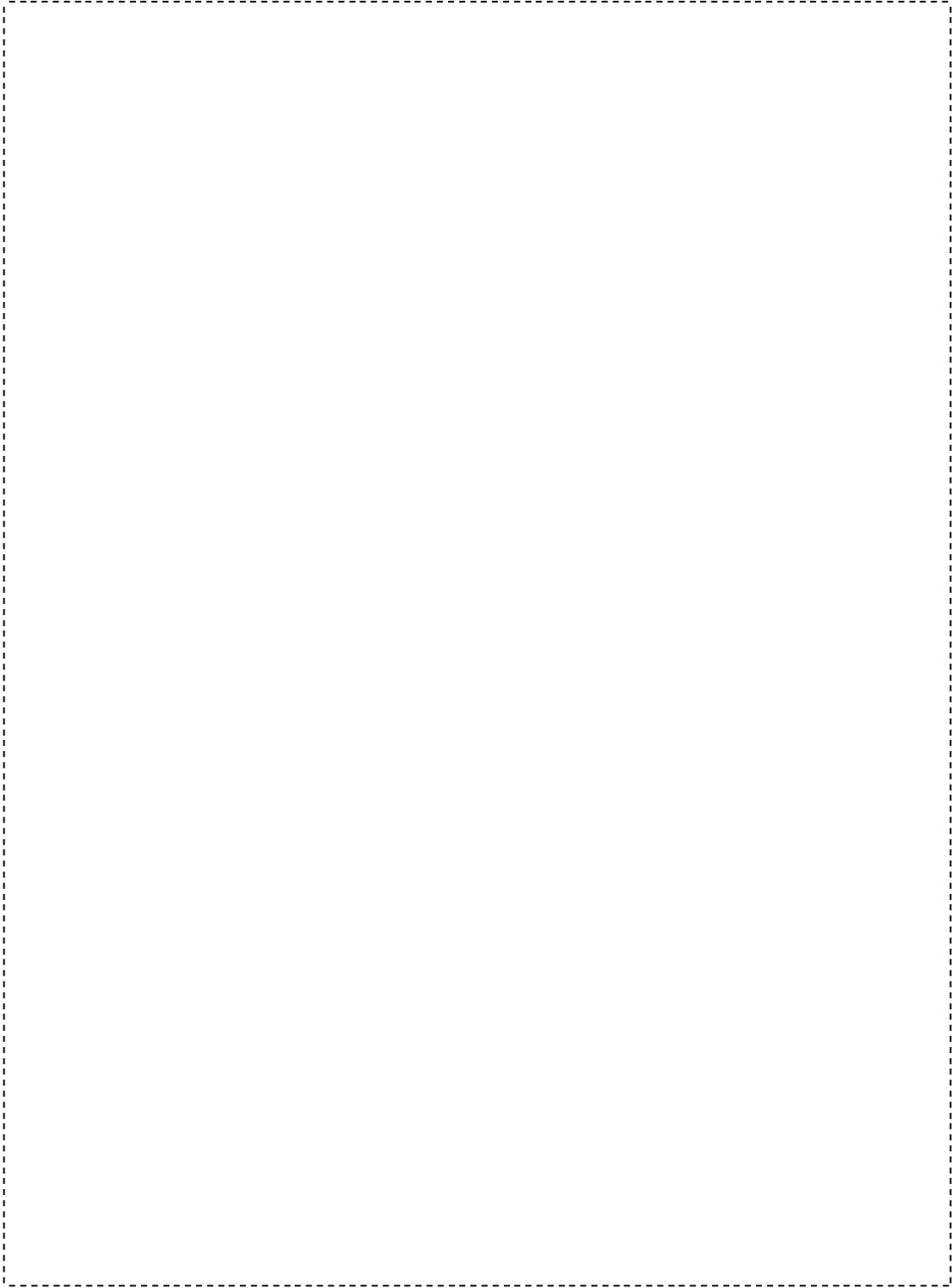


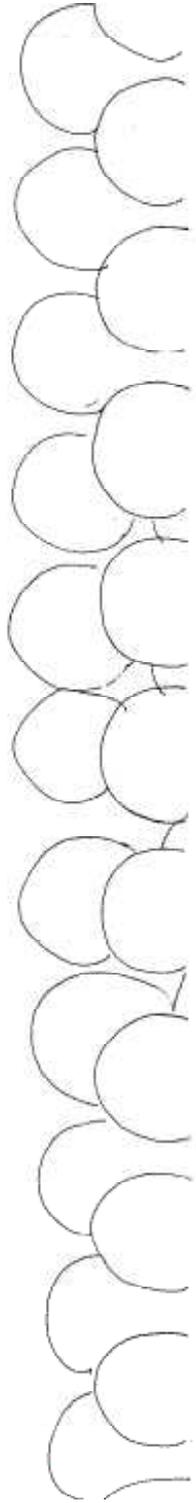
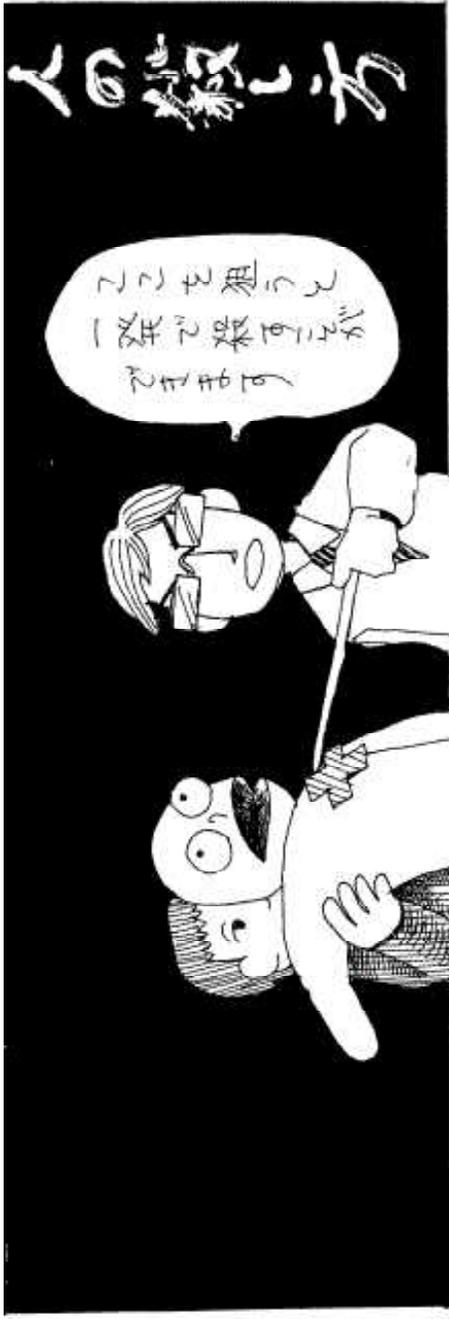


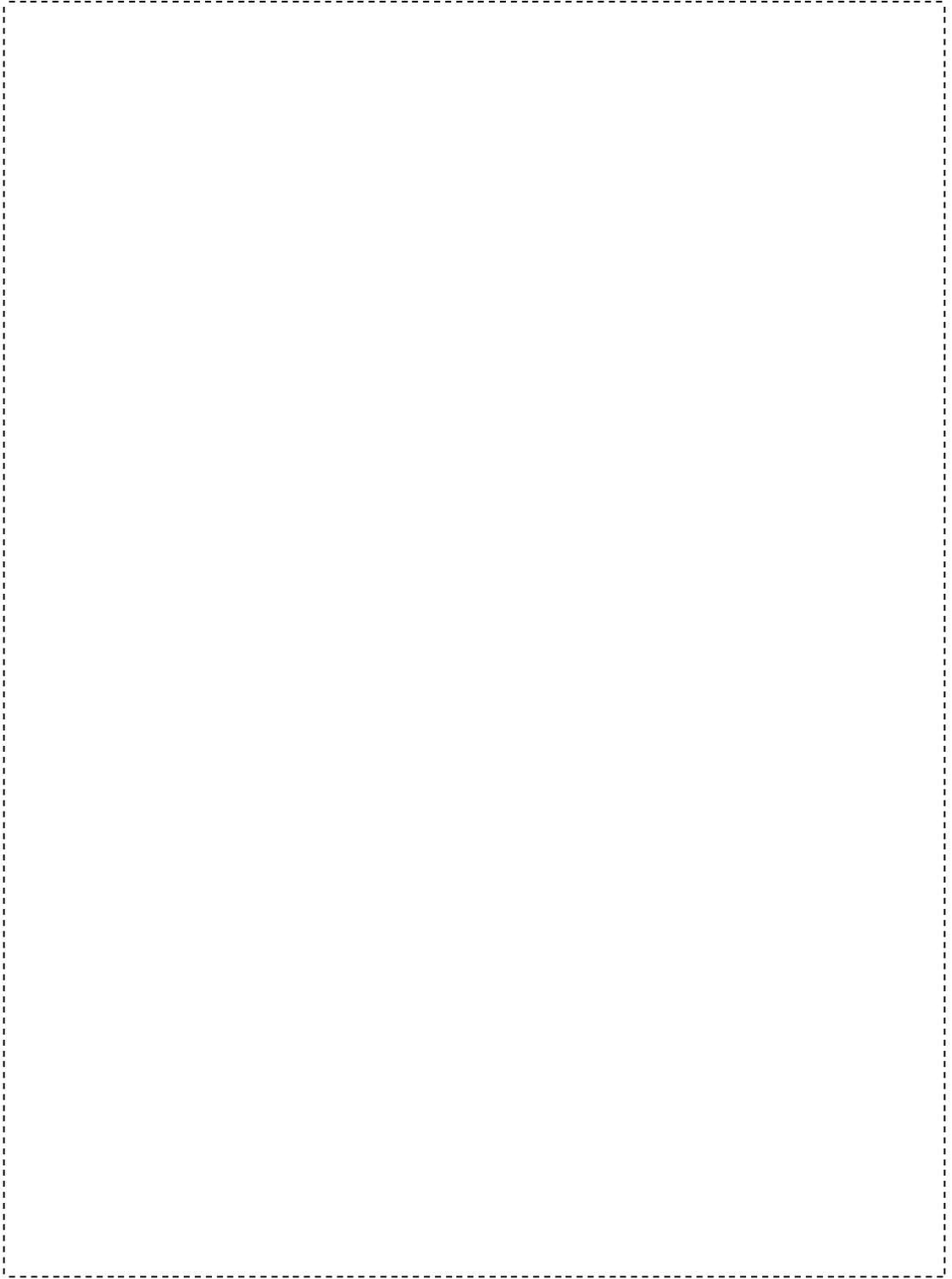










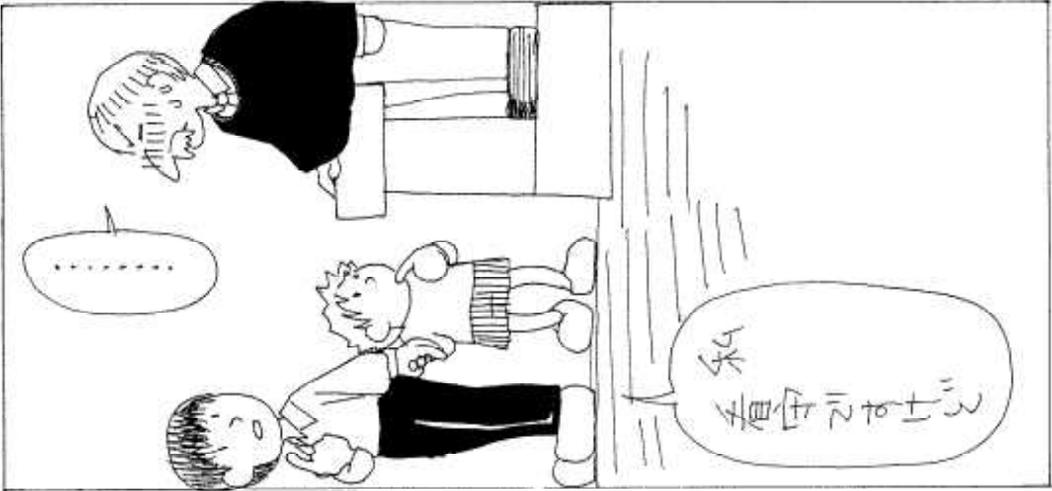




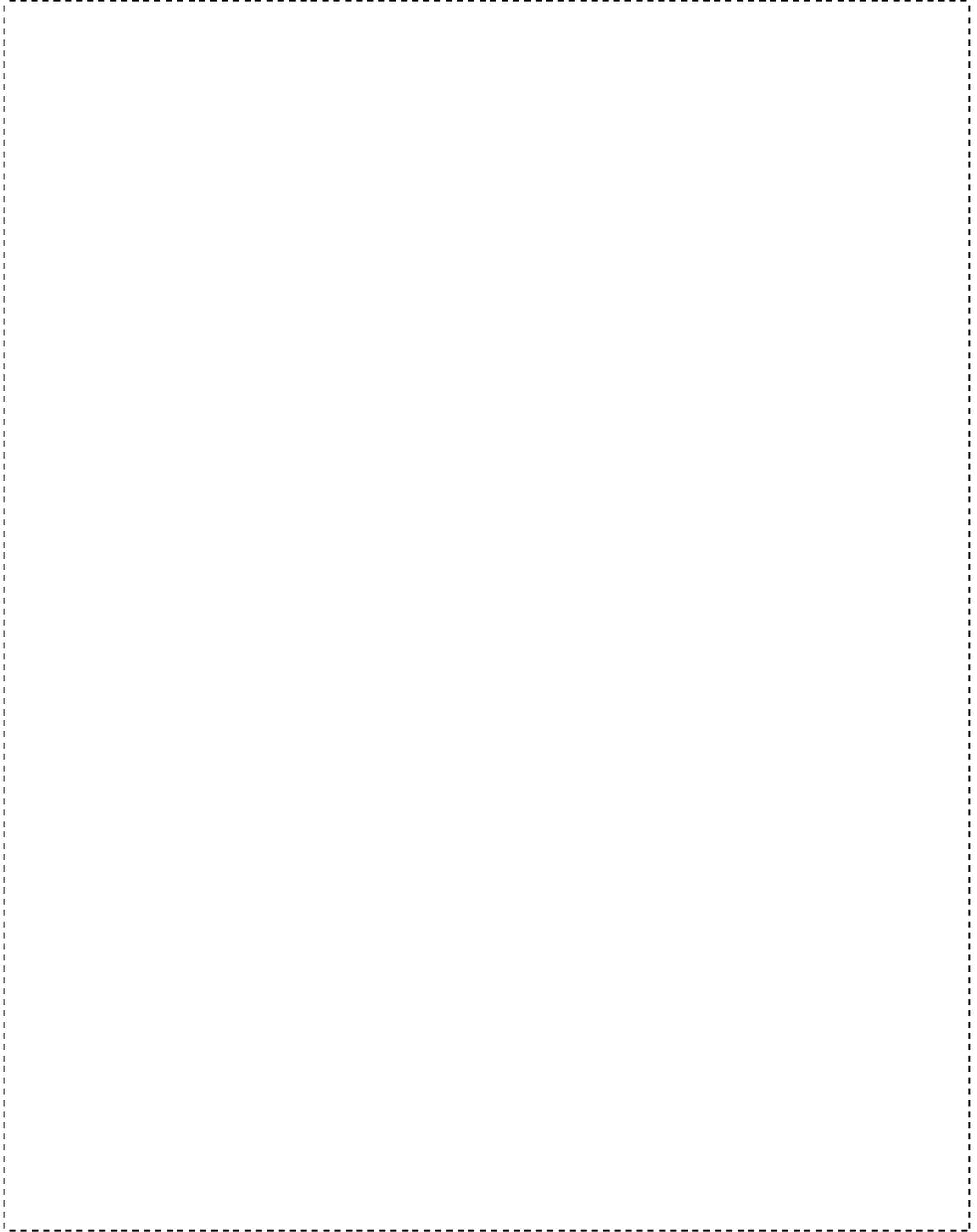
1



2



3



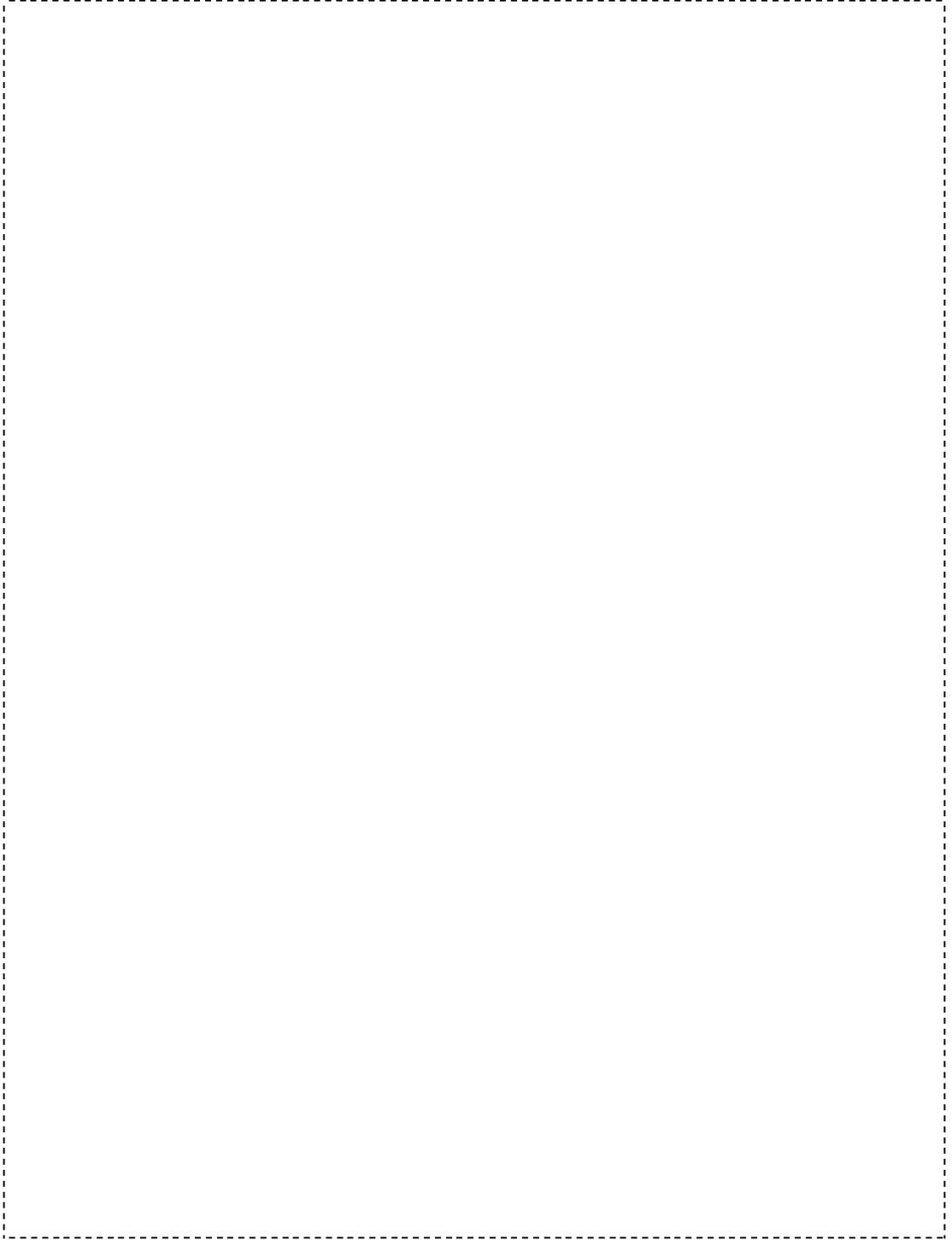


大型兵器等は  
このように精巧な  
リカで御覧  
いただけます。

なるほど。

お買上げになられた  
商品は、御国まで  
責任を持って  
配送させていただきます。

戦車も  
粉々にできます。  
●●社の最新モデル  
で威力は世界トップ  
クラスかと。



## 「世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)」

“地球のルール”としての世界人権宣言：前文と30の条文でできています。

- 1 条 生まれたときから、みんな自由で平等です。
- 2 条 ですから、どこでどう生まれたかで差別があってはおかしいのです。
- 3 条 だれもが、自由に安心して暮らせるようにしましょう。
- 4 条 ドレイのようなことがあってはいけません。
- 5 条 暴力でいうことをきかせようというのは、まちがっています。
- 6 条 法律は、だれでもどこにいても等しく働くものです。
- 7 条 法律は、すべての人を、平等に守ります。
- 8 条 裁判で法律に守ってもらうことができます。
- 9 条 正しい理由のない逮捕や追放は違法です。
- 10 条 裁判は包み隠さず公平におこなわれるものです。
- 11 条 (1) 裁判の結果が出る前から有罪扱いしてはいけません。  
(2) 新たに決まりを作って、古い出来事を後から犯罪に変えてはいけません。
- 12 条 名誉や信用を傷つけたり、生活のじゃまをされないよう、法律が守ります。
- 13 条 (1) 自分の国の中は旅行も引っ越しも自由です。  
(2) 外国へ行くことも、帰国することもできます。
- 14 条 (1) 危ない目にあっている人は、外国へ避難できます。  
(2) 犯罪を犯した人は、例外です。
- 15 条 (1) だれでも、ひとつの国の国籍を持てます。  
(2) 勝手に国籍を消されることも、自分で変えたいのに断られることもありません。
- 16 条 (1) おとなになったら、自分で相手を選び結婚できます。そのとき、男女は平等です。  
(2) 本人同士が望まないのに、無理に結婚させてはいけません。  
(3) 家庭は、社会に大切に守られるものです。
- 17 条 (1) 自分のものを持つことができます。  
(2) 他人のものを、勝手にとってはいけません。
- 18 条 自分の考え方は、他人に押しつけられるものではありません。

- 19条 また、もっと深く学んだり意見を交換するのを、じゃましてはいけません。
- 20条 (1)大勢で集まって話しあうことができます。  
(2)参加するのもしないのも、自分で決められます。
- 21条 (1)選挙に投票することができます。  
(2)立候補して、投票してもらうこともできます。  
(3)選挙は不公平の無いようにおこなうものです。
- 22条 社会は、一部でなくすべての人の暮らしを守るためのものです。
- 23条 (1)自分で仕事を選び、働くことができます。  
(2)給料は公平にもらえます。  
(3)たくさん働いても給料が安くて暮らせないというのはいけません。  
(4)働いている人は、労働組合を作れます。
- 24条 仕事には、休憩や休暇が必要です。
- 25条 (1)何かの理由で働けなくなったら、社会が助けます。  
(2)母と子どもは、特に大切に守るべきです。
- 26条 (1)だれでも義務教育を受けることができます。  
(2)教育は、みんなが仲良くなるためのものです。  
(3)親には、どんな教育を子どもに受けさせるか、決めることができます。
- 27条 (1)新しいものを作ったり、それを利用したりすることができます。  
(2)それを作った人を、大切にします。
- 28条 この宣言に書かれていることは、世界中で同じように守るものです。
- 29条 (1)社会の中では、ひとりひとりに、責任があります。  
(2)他の人に迷惑のかからないようにしましょう。  
(3)こじつけや言いわけにこの宣言の内容を使ってはいけません。
- 30条 この宣言は、いつでも・どこでも・だれでも守るものです。例外はありません。

「なぜ、人は殺し合うんだ!？」

人類の歴史・・・それは、争いの歴史でもありました。ふたり寄ったら喧嘩して、二カ国あったら戦争になって、というぐあいで、実にいやなものです。見ないで済むのなら、忘れてしまいたくもなります。

しかし、悲しくおそろしい歴史から、もうこれ以上は目をそらしてられないことを自覚したのが、第二次世界大戦でした。「原子爆弾というもので、作ってしまった。もう、次に大きな戦争が起こったら、だれひとり生き残らないぞ。相手も味方もみんな滅びてしまう。」と考えたのです。これからの時代は、争って自分たちだけ勝ち残ろうとしたら、共倒れになってしまうはずだから、人類が生き残れるしくみを作ろうということになりました。このようにして、地球全体の共通ルールとして作ったのが、「普遍的人権」という考え方であり、1948年の世界人権宣言です。

さて、ここで、ちょっと奇妙に思いませんか。権利とか、人権とかいうことは、それまでにだって言っていたはずです。何がどう、変わったのでしょうか？

もう一度、過去をふり返ってみましょう。大小さまざまな争いで、悪いのは自分の方が戦うぞ、とやってやり始めたものは、どれだけあるでしょうか。・・・めったにありません。ほとんど、お互いに、「こっちが正しい! だから相手はやっつけていいんだ!」と叫んで、自分たちの権利と正義を主張しながら、争ってきたのです。これは、冷静に考えると変なのですけれど。

いったん始まった争いが、失ったものの復讐を相互に叫んで拡大していく悪循環を、なんとかくい止める考え方はないかと考えました。そして提案されたのが、「相手の幸せも、自分と同じに考える」というルールです。幸せである権利を自分の側だけ考えていると、かえって争いの理由になってしまいます。相手も同じだと考えること、これを「普遍的人権」、つまりみんなが同じように幸せに暮らす権利がある、というわけですが、これによって、相手を傷つける言いわけをしないし、できないようになります。

今の時代の「人権」は、「お互いに相手の権利を守ろうとする考え方」が大切になっているということ、わかってもらえたでしょうか。

## 「普遍的人権」をささえる考え方

人間が共倒れにならないための、地球のルールとして「世界人権宣言」が国連で採択されたのは、1948年のことです。つまり、20世紀のなかばに、人々が集まって、普遍的人権という考え方を選んだのです。

ここで、ふと疑問に思った人もいることでしょう。

『人権』って、生まれつき持っているものではなかったの？

実はですね・・・昔、権利は、王様とかご領主様とかの、特別な人のものだったので。偉い人が言ったら、ワガママでも気まぐれでも、それに従うしかありませんでした。でも、やっぱり、それじゃたまらない、と思うわけです。それで、法律を作って、王様のいうとおりにしなくていいことを決めようということになっていきました。王様より法が優先するんだ、ということです。この、誰かのワガママに振り回されなくてすむための法律が歴史の中で発展して、人権と呼ばれているものになっています。

二十世紀にはいって、王様が決定権をふるう時代でもなくなってきました。ところが、民主的に選挙で決めた政権が、あいかわらず戦争を始めてしまうわけで、肝心なところは変わらなかったのです。これではいけない、もうひとつ工夫をしなければと考えて、そこから出てきたのが、人権の普遍性を強く打ち出そうということでした。「普遍性」とは、どこでも誰でもエコヒイキ無しという考え方で、これは、身内は大切だけど外のことはドウデモイイというのをやめましょうというものです。例えば、国境線のあっち側とこっち側とで、それぞれ地雷を踏んだ子どもたちは、どちらも同じ不幸な目にあっているはずですが。ところが、扱いはずいぶん違うもので、紛争国同士だと、こっち側の子どもはとてかわいそうだから、その復讐にあっち側へもっと地雷を埋めてやれ・・・両側で、どんどん被害が増えていきます。自分たちの被害を嘆きながら、一方では復讐を叫び加害者になっているのは矛盾ですし、悲しみを増やすだけなのですが。ですから、国や宗教などのグループ意識の壁を低くして、良くないこと悲しいことはどこでも一緒だ、と考えることが、平和を保つためには欠かせないのです。

普遍的人権は、誰かから与えられるものではなく、待っていれば天から降ってくるわけでもありません。何かに頼るのではなく、むしろ、社会的問題を改善していくための考え方として、人類がこれからの共通ルールを自分たちで作ったものといえます。

それは、自然に存在するのではなく、人間が作ったものですから、放っておいたら無くなってしまいます。ゆがめたり壊したりするのも、簡単です。ちょっと油断すればたちまち昔に戻ってしまい、血に飢えた復讐、弱肉強食や共食いが始まってしまうでしょう。

時計の針を逆戻りさせないためには、どうすればいいのでしょうか？ 誰かにがんばってもらおうという見物人のような姿勢が、もっとも危険です。私たち自身が、自分たちで共通ルールを守っていくことが大切になります。

そのルールは、権利を考えるときに「自分と他人に差をつけない」ことです。そして、これが守られる社会とは、誰かに作ってもらうのではなく、みずから作っていくものです。

## [人権の歴史 at random]

第二次世界大戦より前の時代に、人権を守るための約束としてどういうものがあったか、主なものを挙げてみました。

### 大憲章 (1215年)

英国で、あまりにワガママな王様に怒った貴族たちが、「こういう勝手なこととは、もうしません」というリストを作り、無理矢理署名させ、約束させた。この時から、一番偉いのは法律になり、王様は二番目に下がった。これが、西洋での文書による法律の始まり。読んでみると、「勝手に死刑しない」などというのが入っている。どうやら、それまでは王様が勝手に死刑にしていたらしい。

### 「権利の章典」

1689年イギリスで成立。名誉革命によって前の国王を追い出した議会在、新国王に認めさせることにより成立した。国王より議会の方が偉いんだぞ！と宣言したもの。これにより政治は王様の身勝手ではなく、議会を通して国民がコントロールできるようになった。こうしてイギリスでは国王がやりた放題できる時代は終わった。

### アメリカ合衆国独立宣言 (1776年)

この宣言では、政府というものは、一部の人ではなくて一般の人々が皆で作るのである、としている。が、それだけではなく、「みんな、つい慣れ親しんだものを残しておきたがるけど、それじゃいけないだよ！新しくするのは、権利であり、義務なんだ！」とまで言い切っているのが、すごいんです。(民主党と共和党の政権がしょっちゅう入れ替わるのは、今もこの宣言通りに「義務だ！」と思っているからだろうか？)

## フランス革命

18世紀末に起きた市民革命。

神様から与えられた権力なんだから、したいようにしていいと、やりたいことをしてきた国王は、人口の98%を占める第3身分と呼ばれた商人・農民・都市生活者によって倒された。その彼らで作った人権宣言…自由・平等・国民主権・思想と言論の自由などなど。

農民は苦しめられ、商人は自由な活動を妨げられ、たくさんの血を流した末にできた宣言だ。今じゃ当たり前だけど、当たり前は空気みたいで、あるのが当たり前だと思っている。たちが悪いことにそれがなくなった時じゃないと、気がつかないこまったシロモノ。

### 「ワイマール憲法」

1919年ドイツで成立。世界で初めて、社会権を認めた憲法。社会権とは、国家に対し「〇〇してくれ」と求める権利のことで、教育を受ける権利や労働者の団結権などが認められた。さらに世界で初めて、男女平等の普通選挙を認めた憲法でもある。これまで金持ちや男性だけに認められていた選挙権が、成人であればみな平等に持つとされた。これらによりワイマール憲法は当時世界でもっとも民主的な憲法といわれたが、その後ヒトラーの登場により死んだも同然の憲法となってしまう。

## 人権についてもっと調べたいときには・・・

様々な団体のホームページ

アムネスティ日本

<http://www.amnesty.or.jp/aboutai.shtml>

世界の人権問題と、人権擁護活動について詳しく知りたいときに。  
各国の支部にもリンクでつながっています。

国際協力NGOセンター（JANIC）

<http://www.janic.org/home.html>

NGO(Non-governmental Organization)同士が、情報交換や協力関係をなめらかにこなえるように支援する団体です。

財団法人アジア・太平洋人権情報センター 「ヒューライツ大阪」

<http://www.hurights.or.jp/>

人権に関する情報の収集と研究、また出版、広報活動をさかんにおこなっています。

反差別国際運動（IMADR）

<http://www.imadr.org/japan/index.html>

先住民など、マイノリティの権利を守る活動をしている団体です。

全国自治体マップ

[http://www.nippon-net.ne.jp/cgi-bin/search/mapsearch/nn\\_MapSearch.cgi](http://www.nippon-net.ne.jp/cgi-bin/search/mapsearch/nn_MapSearch.cgi)

NIPPON-Netの、地方公共団体ホームページ集。

法務省 人権擁護局

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

法務省内の、人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権思想の啓発活動、法律扶助などに関する事務を担当する部署です。

国際連合広報センター

<http://www.unic.or.jp/index.htm>

日本語で、国際連合に関する情報を読むことができます。

人権情報ネットワーク「ふらっと」

<http://www.jinken.ne.jp/>

身近な問題についてのニュースや、人権教育に関する情報を読むことができます。

大阪人権博物館 「リバティおおさか」

<http://www.liberty.or.jp/index2.html>

人権問題を取り上げた日本初の「人権博物館」のページで、日本の歴史の中における人権の問題がくわしく紹介されています。

日本ユニセフ協会

<http://www.unicef.or.jp/>

世界中の子どもの権利についてどういう問題があるかを、紹介しています。